

内分泌外科専門医を対象とした 日本甲状腺学会専門医への暫定的認定措置規定

【目的】2019年1月1日より同年12月31日（必着）まで、内分泌外科専門医を対象とした日本甲状腺学会専門医への暫定的な認定審査を開始します。

これは、「国民にわかりやすい」ことを目指す新専門医制度の理念に基づいて、「内分泌外科専門医」が甲状腺疾患の専門医であることが国民に理解しやすいようにするための特別措置で、日本甲状腺学会会員を対象に書類審査のみで専門医認定を行います。

この暫定的な専門医は日本甲状腺学会において、とくに甲状腺外科学分野の啓発、発展に努めることが期待されております。

本特別措置は上記の1年間の申請に限って行うものです。

審査方法：書類審査のみ

対象：申請時において内分泌外科専門医（登録認定医を含む）として認められていること

<資格>

1. 専門医の認定を申請する者は、次項に定める資格条件を全て満たすものとする。
 - (1) 日本甲状腺学会（以下、本学会とする）の会員である者
 - (2) 内分泌外科専門医資格を有する者（登録認定医を含む）
 - (3) 甲状腺に関する十分な症例の診療を行っている者
 - (4) 本学会認定の生涯教育・専門医教育セミナーを2017年以降に1回以上受講している者（2019年10月開催予定の専門医教育セミナーを含む）
 - (5) 審査料を本学会に払い込み済みの者（審査料は原則として返却しない）

<申請書類>

2. 申請を希望する者は、事務局に宛名を明記した返信用封筒と実費160円分の切手を同封して必要書類を取り寄せること（本学会ホームページからもダウンロード可能）
3. 申請者は上記申請期間内に本学会事務局に必要書類を送付すること

<認定>

4. 専門医の認定を申請する者は以下の書類を提出する。
 - (1) 専門医認定申請書
 - (i) 本学会会員であること
 - (ii) 甲状腺を専門とする医師として学会に登録することに同意すること
 - (iii) 過去5年間に自身で診療した甲状腺疾患患者数を、申請書の分類に従って記載すること

- (2) 本学会の生涯教育・専門医教育を 2017 年以降に 1 回以上受講している証明書（2019 年 10 月開催予定の専門医教育セミナーを含む）
- (3) 自験甲状腺疾患の代表 20 症例の要約（学会指定用紙を使用）
- (4) 医師免許証のコピー
- (5) 内分泌外科専門医（登録認定医）認定証のコピー
- (6) 審査料 2 万円の納付証明書

5. 本学会の暫定的措置専門医制度委員会は、専門医認定申請書を審査し、その結果を理事会に報告し、理事会はその結果を参考にして専門医の認定をおこなう。

本特別措置により専門医として暫定的に認定された者は、日本甲状腺学会において、とくに甲状腺外科学分野の啓発、発展に努めなければならない。

6. 本学会の理事長は専門医として認定された者に対して専門医認定書を交付するが、認定期間（暫定）と明示する。専門医であることは本人の同意を得て本学会のホームページで公表する。

<資格の更新>

7. 専門医の暫定の認定期間は 5 年間であり、5 年後に更新する。1 回の更新後に認定期間の（暫定）は外される。以降は本学会専門医制度細則に従い 5 年ごとに更新する。

8. 専門医の認定の更新を申請するものは以下の書類を提出する。

- (1) 専門医認定更新申請書
 - (i) 会員歴は申請年度末で 5 年以上あること。
 - (ii) 甲状腺を専門とする医師として学会に登録することに同意すること
 - (iii) これまでの症例総数の記載や論文・発表実績の証明は不要であること
- (2) 本学会の生涯教育・専門医教育を、更新前 5 年間に 4 回以上受講している証明書（この内、1 回は更新前 5 年間でのバーチャル甲状腺カレッジ修了証で代用してもよい）

この 5 年間に妊娠・出産・育児、介護または、海外留学・勤務、病気療養など、特別の事由のある場合は、5 年間とその該当期間を加えた間に 4 回受講するものとする。いずれの場合も、理由を証明する勤務先などの書類を事務局に提出し、専門医制度委員会の承認を必要とする。

(3) 更新前 5 年間での、自験甲状腺疾患の代表 20 症例の要約（学会指定用紙を使用）

(4) 審査認定料 1 万円の納付証明書（受験料は必要なし）。

9. 本学会の理事会は専門医の認定更新申請書を審査し、その更新を認定する。

10. 本学会の理事長は専門医として更新された者に対して専門医認定更新書を交付し、本人の同意を得て本学会のホームページで公表する。

<資格の喪失>

11. 本学会の理事長は、専門医として相応しくない行為があったと認められた場合は、その資格を理事会の議決を経て取り消すことが出来る。

<規定の改訂>

12. この認定規定は理事会の承認を経て改変出来る。